



2016年9月8日

アジアインターネット日本連盟

官民データ活用推進基本法案に対する意見

データは産業競争力の源泉であり、その利活用を推進することはきわめて重要です。今般、提案された「官民データ活用推進基本法案」（以下「本法案」といいます）は、まさに国、地方公共団体、そして民間事業者の保有するデータの利活用を強力に推進するものであり、インターネットにおける自由で公正な情報流通環境の発展を目指すAICJとしても歓迎するものです。

データ利活用関連分野は、国際競争が激しく、技術の進展が非常に速い分野です。この分野におけるわずかな対応の遅れが我が国の国際競争力を大きく低下させるおそれがあります。国際競争に遅れを取らないためには、法案成立から具体的施策の実施までをスピード感を持って取り組むことが何よりも重要です。

そこで、まずは可及的速やかに本法案の成立を希望します。その際、本法案では、電磁的に記録されていない情報は官民データの定義に含まれないこととなりますが、電磁的に記録されていない情報についても有用な情報が数多くあることから、電磁的に記録されていない情報の官民データ化促進も重要であると考えます。また、国・地方公共団体の保有する官民データについて、円滑な流通を確保するためには、著作権法上無許諾で利用できるよう手当することも重要です。そこで、本法案に上記各内容を明記することを希望します。その上で、本法案に基づいて、関連する制度の見直し、研究開発の推進、オープンデータ、人材の育成等の具体的な施策の立案と実施が早急に実行されることを希望します。

また、本法案に基づき設置されることとなる官民データ活用推進本部においては、関係各省のいわゆる縦割りに活動を阻害されることなく、強力なリーダーシップを発揮して、産業横断的に官民データ利活用を推進してゆくことを期待します。

その際、実態を踏まえた効果的な施策の実現に結びつくよう、産業界との連携が適切に行われるような枠組みが作られることを提案します。

作られた制度や施策に基づいて、実際に経済を牽引するのは民間事業者の創意工夫です。民間事業者の保有するデータの流通を始め、本法案に基づく様々な施策については、政府による過度な関与を避け、民間事業者の創意工夫を活かされる形にすることが産業競争力の強化に資すると考えます。

以上